

日本の技術協力協定の分析

芹 田 健 太 郎*

はじめに

I. 発効要件

II. 条約内容

(1) 日本の協力形態と義務

(2) 相手国の義務

ア. 専門家に与えられる便宜

イ. 専門家の特権免除

ウ. 設備・機材・資材等に対する関税等の免除

エ. 協力隊員の便宜および特権免除

(3) 国際協力事業団 JICA 在外事務所の地位

III. 外交・領事条約等との比較

おわりに—日本の国際政策構想能力—

はじめに

国際協力や援助や開発に関する学問は、1970年代までは、50年代のロストウ、ヌルクセ、60年代のプレビッシュと名を挙げられるように、経済学がほぼ独占的位置を占めていた。日本において development が「開発」と訳されたのもそうした経済的アプローチを示している。しかし、翻訳をとっても、70年代になると「発展」が意識的に用いられるようになり、また、世界において、南北問題や貧困問題が経済的な問題というにとどまらず、社会的、制度的、政治的、文化的、人口的、環境的等々の多面的な側面をもつものであるという認識が生まれ、経済学の地位が崩壊した。少なくとも経済学のためのアプローチでは問題の解決は不可能である。主要援助国は、70年代、貧困問題に対して継続的にしかも直接に対処した。基本的には三つのやり方がある。第一は、最貧国へできるだけ援助するので、たとえば国連のやり方。第二は、投資を通じる援助で、成長の便益が広範に行きわたるようにするもので、たとえば世銀のやり方。第三は、貧しい人々に直接介入するものである。しかしながら、これらによっても問題は大きく深くなるばかりである。

日本と ODA の関係は、50年代の戦後復興と賠償の時代から60年代に入り64年の OECD 加入、65年の JOCV 発足にみられるように被援助国から援助国へと移行し、70年代になって74年に JICA を設立し、援助業務の基礎を確立し、80年代には ODA の量的拡大から世界一の援助大国になった。しかも、90年1月

* 神戸大学大学院国際協力研究科兼法学部教授

8日付け『日本経済新聞』（朝刊）は、最近5年間の傾向が今後も持続するとすれば、西暦2000年における日本のODAが154億ドル（年4.5%の伸び率）となり、DAC諸国のODA総額602億（年2%の伸び率）の25%を占めることになる予想している。つまり、日本が西暦2000年にはODA超大国へと変貌している可能性を描き出している。しかし、国民からみて、また、地方自治体からみて、日本の国際協力、援助は見えてこない。姿も顔も見えない、と言われる。外国からも、日本の援助政策には顔がない、との批判がある。90年代に入り、政府は91年にいわゆる海部4原則を打ち出し、92年にはODA大綱を閣議決定した。それにもかかわらず、日本は一体何のために援助を行っているのか、援助は人々の要求を真に満たすようなものになっているのか、国民の支持を得られるものになっているのか、援助の実施体制に問題はないのか、など依然として問題である。

このように、国際協力あるいは援助の問題には種々の問題とアプローチがある。本稿は、途上国側の問題を扱うのではなく、また、協力や援助の内容を扱うのではなく、援助体制の問題の一側面を技術協力協定を分析することによってあぶり出してみようとするものにならない。

ところで、1992年現在、日本は16国との間に技術協力協定を結んでおり、また、6国との間に経済技術協力協定を結んでいる。これらを締結年度順に並べると以下の通りになる。

1954.11.5	日本・ビルマ間平和条約
〃	日本・ビルマ間賠償・経済協力協定（賠償協定）
1956.05.09	日本・フィリピン間賠償協定
07.23	フィリピン、対日平和条約批准書寄託
1958.01.20	日本・インドネシア間平和条約
〃	日本・インドネシア間賠償協定
1958.12.09	対イラン経済技術協力協定
1959.01.23	対ラオス経済技術協力協定
1959.05.13	日本・ベトナム間賠償協定
1959.07.06	対カンボジア経済技術協力協定
1963.10.25	対ビルマ経済技術協力協定
1971.08.04	対ブラジル
1974.12.19	対イラク経済技術協力協定
1975.06.16	対サウジアラビア経済技術協力協定
1978.05.26	対ボリビア
	（1956.08.02 対ボリビア移住協定）
06.29	対グアテマラ
1979.01.20	対コロンビア
22	対チリ
10.20	対パラグアイ
1980.04.18	対ペルー
1981.08.24	対アルゼンチン
11.21	対タイ★

1984.02.25 対エジプト★

1985.11.07 対ヨルダン★

1987.02.09 対コスタリカ

04.17 対シリア★

1988.02.20 対メキシコ

1989.01.31 対ヴェネズエラ

1991.05.20 対ウルグアイ

一見したところでは、イラン、サウジアラビアというアラブの国とイラクおよび日本が第二次世界大戦で被害を与えた国に対する賠償にからむラオス、カンボジア、ビルマというアジアの3国との条約が「経済及び技術協力協定」であって、その他諸国とのものが「技術協力協定」であることがわかる。しかし、技術協力協定締結国も、13のラテンアメリカ諸国とのものが中心であって、アラブ諸国とはエジプト、ヨルダン、シリアの3国そしてアジアはタイの1国である。日本の現実の二国間政府開発援助の供与先は、アジア地域の占める比率が1980年の7割から1990年の約6割と減少したとはいえ、アジア地域が圧倒的であり、ここ数年の上位5国はインドネシア、中国、フィリピン、タイ、バングラデシュであるが、これらの国との間にはタイを除き技術協力協定はない。また70年代に上位を占めていた韓国との間にもない。これらのことから、条約の内容が一定のパターンとなっていて、国際的に固まったものがあることを推測させる。そこで、本当にそうであるのか、条約の効力発生要件、条約内容などについて詳細に分析してみたい。

なお、経済技術協力協定および技術協力協定の相違については、とりあえず、次の点を指摘できる。ラオス（第1条、10億円）、カンボジア（第1条、15億円）、ビルマ（第1条、504億円）との協定は無償援助を約束しており、その点で、後に触れるように、国会承認条約となっている。イラン、イラク、サウジアラビアとの経済技術協力協定は、無償援助約束はないが、イラン（第1条、相互援助）、イラク（第2条、円借。第4条、原油等の安定供給）、サウジアラビア（第2条、合併事業等の設立）等の取り決めがあり、両国間の技術協力をうたっており、その点で異なるように思われるが、実際には日本からの技術協力を定める技術協力協定と異なるところは必ずしも無いようにみえる。

I. 発効要件

条約の発効という観点からこれらの条約を分類すると、発効要件として互いの憲法上その他の国内法上の手続きを経ることを規定する批准条項をおくもの、批准条項はおかないが、相手国が条約発効のための自国の憲法上その他の国内手続きの終了を要件とする条項をおくもの、そして、署名と同時に発効するものとに分かれる。

1. 批准条項をおくもの：ラオス、カンボジア（憲法上の手続）、ビルマ
2. 相手国が自国の国内手続きの終了を要件とするもの：この型では条文としては次のように規定する。たとえば日本・ブ

ラジル協定第11条1項「この協定は、日本国政府がブラジル連邦共和国政府からこの協定の効力発生のために必要な手続を終了した旨の通告を受領した日に効力を生じる。」さらに、憲法上の手続を明示する日本・アルゼンチン協定第14条1項「この協定は、日本国政府がアルゼンチン共和国政府からアルゼンチン共和国の憲法上必要とされる手続を完了した旨の文書による通告を受けた日に効力を生ずる。」

a. 憲法上の手続と明示するもの：（ラ米諸国）アルゼンチン、メキシコ、（アラブ諸国）イラク、エジプト、シリア

b. 単に国内手続きとするもの：ブラジル、チリ、パラグアイ、グアテマラ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、ベネズエラ（以上ラ米諸国）、サウジアラビア

3. 署名と同時に発効するもの：イラン、タイ、ボリビア、ヨルダン

発効要件に関する規定をとりあげてみると、批准条項のあるものはわずかに3本の条約に過ぎないことが分かる。日本の慣行によると、1974年2月20日の大平答弁（衆・外務委）からして、批准のために国会の承認を必要とする条約は、第一に、法律事項を含む条約、第二に、財政事項を含む条約、第三に、政治的に重要であるので批准条項のある条約、の3つであり、その他は日本国憲法上、

内閣において「外交処理」として扱ってきている（拙著『憲法と国際環境』補訂版、1992、306-309頁参照）。つまり、技術協力協定は、日本側を法的に拘束するのは署名によってであって、それ以外の特別な手続きは特に予定されていないので、その意味では、いわゆる単なる行政協定であって、政府限りで外交的に処理できるものとされていると言える。相手国の手続きに関して、相手国の憲法上の手続きとするか、単に国内手続きとするかは、相手国の国内法上の問題であって、国際法上の問題ではない。これらの条約から察せられることは、アラブ諸国の場合、国内法上の規定が比較的厳格であるということだけである。

II. 条約内容

技術協力協定は、相手国に対して技術協力を行う際の日本の専門家の相手国における地位、享受する特権の範囲等、また、技術協力のための資機材についての関税等の免除等を定めている。多くの協定は11条ないし13条からなっている。11条からなっているブラジル、グアテマラ、コロンビアとの協定には国際協力事業団（JICA）の駐在員等の受け入れ等に関する規定がおかれていない。また13条からなっているタイ、ヨルダン、チリ、コスタリカ、ベネズエラ、ウルグアイとの協定には、これら協定の発効以前からの協力計画への同協定の適用を規定する1条がおかれており、14条からなるアルゼンチンとの協定では特に同国による協力計画実施の国内調整機関

の指定という規定をもっている。以上のことを勘案すると、若干の起草上の相違（12条からなるメキシコとの協定では国際協力事業団（JICA）に関する規定がなく、協定発効以前からの計画への適用条項が置かれ、国際協力事業団（JICA）に関するものは別途交換公文が交わされているし、13条からなるペルーとの協定は効力発生・終了規定を2条に分けている等）はみられるものの、技術協力協定の典型は12条からなる協定であることが分かる。その例としては最初の1978年のボリビアとの協定は次のような構成となっている。

第1条 技術協力の促進

第2条 日本側の協力の形態

第3条 別途の取極の締結

第4条 ボリビア政府による技術協力の有効利用

第5条 ボリビア政府のとり措

第6条 日本人専門家及びその家族に対する関税等の免除及びその他の便宜

第7条 日本人専門家に対する請求に関する責任のボリビア政府による負担

第8条 日本人専門家とボリビア政府との連絡

第9条 設備、機械及び資材に対する関税の免除等

第10条 国際協力事業団の駐在員等の受入れ等

第11条 協議

第12条 効力発生及び終了

(1) 日本の協力形態と義務

技術協力協定は、まず、両国の友好関係の一層の強化と両国の経済社会発展の促進がもたらす相互利益の考慮をうたい、第1条において「両政府は両国間の技術協力を促進するよう努力する（The two Governments will endeavour to promote technical cooperation）」と規定する。そして、具体的な技術協力については「この協定に基づき」

（On the basis of this Agreement）両政府間で合意する「別個の取極」（separate arrangements in written form to carry out specific technical cooperation programmes to be agreed）を結び、日本政府は、その取極に基づき、「日本国の現行法令に従い」、「自己の負担で」これを行う。そうした技術協力の形態としては、研修生の受け入れ、専門家の派遣、調査団の派遣、設備・機械・資材の供与、その他である。こうして技術協力の結果相手国国民が取得した技術・知識については、これが相手国の経済社会発展に寄与するように相手国政府が有効利用することを規定する。

さて、以上の枠組みから、日本政府はこの技術協力協定そのものから直接に義務を負うことはない。この協定はその意味で単なる枠組み協定に過ぎず、最終的な法的拘束を日本が受けることとなるために国会の承認を得なければならないという意味での国会承認条約には入らないこととなる。

(2) 相手国の義務

相手国の義務としては、日本の技術協力の形態に応じて、主として日本から専門家を派遣する場合と設備・機械・資材を供与する場合に関するものが規定され、さらに、国際協力事業団（JICA）の駐在員・職員に関するものが規定されている。ここでは、外交・領事職員との比較において、まず、専門家（the Experts）に与えられる便宜および特権免除を分析し、特質を明らかにしたい。次いで、設備・機械・資材を供与する場合の扱いを分析する。国際協力事業団（JICA）在外事務所については、技術協力協定に規定するものと、別個の取極によるものとがあるので、項を改めて論じることとする。なお、青年海外協力隊（Japan Overseas Cooperation Volunteers）は、技術協力協定のなかには規定されておらず、別個の取極（交換公文）によって定められているが、技術援助のために派遣されるものであるので、専門家に続いて青年海外協力隊についても、触れておきたい。

ア. 専門家に与えられる便宜

与えられる便宜は協定によって若干の小さな相違はみられるものの、基本的には同じである。とりあえずボリビアとの協定に例をとると、第5条は次のように規定する。

「1 日本国政府が専門家を派遣する場合（このような専門家を以下「専門家」los Expertos という。）には、ボリビア共和国政府は、自己の負担で次の措置をとる。

- (a) 専門家の任務遂行に必要な事務所その他の施設を提供し、かつ、それらの維持費を負担すること。
- (b) 専門家の任務遂行に必要な現地要員（専門家の相手方となるボリビア人及び、必要な場合には、適当な通訳を含む。）を提供すること。
- (c) 次の諸経費を負担すること。
 - (i) 通勤費
 - (ii) ボリビア共和国内の公用出張費
 - (iii) 公用通信費

2 ボリビア共和国政府は、専門家及びその家族に対し次のものを提供する。

- (a) 現地の条件及び関係当局の財政能力を考慮した上適当な家具付き住宅
- (b) 職務又は現地の環境条件から生じる事故又は疾病に対する無料の医療便宜」

日本が締結した技術協力協定はこの規定と類似の規定を置いており、日本からの専門家または調査団派遣の場合に、相手国は、第一に、事務所等の提供、第二に、専門家の相手方となる人（いわゆるカウンターパート counterparts）等の現地要員の提供、第三に、通勤費・国内公用出張費・公用通信費の負担、第四に、家具付き住宅の提供等、の義務を負う。技術協力において重要なのは、技術をもつ専門家が派遣され、その技術が移転されることであるので、相手国において専門家の相手方となる現地の人いわゆるカウンターパートに人を得ることである。その意味では、第二の義務は義務とはいえないであろう。も

し義務であるとすれば、相手国政府は自国民が取得した技術・知識については、これが自国の経済社会発展に寄与するように確保し、有効利用する義務があるので、専門家のカウンターパートに最適任者を捜し出すことが義務である。第一、第三、第四の負担は技術移転にともなう当然の負担ともいえる。

イ. 専門家の特権免除

ブラジルとの協定のよう日本の専門家に対し「1964年のブラジルと国際連合、専門機関及び国際原子力機関との間の技術援助基本協定に規定される特権、免除及び便宜 (benefits) を与えられる」(8条)としたり、タイとの協定のように「専門家及びその家族に対し、コロンボ計画の技術協力計画の下でタイ王国において与えられる特権及び便宜よりも不利でない特権及び便宜 (facilities) を与えられる」(6条)とするほか、多くは、「専門家及びその家族は」相手国「において同様の任務を遂行している第三国又は国際機関の専門家に与えられているものより不利でないその他の特権、免除及び便宜を与えられる」という一般規定を持っている。

特定される特権免除は次のようなものである。これもボリビアとの協定に例をとれば、第6条は第5項の一般規定を除くと次のように規定する。

「1 専門家は、海外から送金される給与に対し又はそれに関連して課される所得税その他の課徴金を免除される。

2 専門家及びその家族は、次のものの輸

入に関し、輸入許可書及び為替証明書の取得要件並びに領事手数料、関税その他の課徴金を免除される。

(a) 専門家及びその家族の携帯荷物 (equipaje ブラジルとの協定の英語では baggage)

(b) 専門家及びその家族用としてボリヴィア共和国に持ち込まれる身回品、家財及び消費財 (personal and household goods and consumer goods)

(c) 専門家用として…輸入される自動車一台。…専門家は、前記に従い自動車一台を輸入する代わりに、ボリヴィアで生産された自動車一台を内国税その他の課徴金なしに購入することができる。ボリヴィア共和国において輸入若しくは購入された自動車は、ボリヴィア共和国において売却又は譲渡することができる。

3 専門家及びその家族は、2にいう携帯荷物、身回品、家財、消費財及び自動車の輸出について、輸出許可書の取得要件及び関税その他の課徴金を免除される。

4 ボリヴィア共和国は、また、次の措置をとる。

(a) 申請があり次第、専門家及びその家族に対し入国及び出国査証を無料で発給すること。

(b) 専門家の任務遂行に必要なすべての政府機関の協力を確保するために専門家及びその家族に対し身分証明書を交付すること。」

さらに、相手国政府は、「専門家の任務の

遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行に関連する専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う」(たとえばボリヴィアとの条約第7条)。もっとも、その請求が専門家の重大なる過失又は故意から生じたことについて両政府が合意した場合は、この限りではない。

ウ. 設備・機材・資材等に対する関税等の免除

設備・機材・資材等は、相手国に供与され相手国の財産となるものと、専門家・調査団が任務遂行のために携行するもの(別途の合意のない限り日本の財産)とに分けられる。設備・機材等の相手国内における輸送費用は相手国の負担である。まず、供与される場合は、相手国の陸揚港においてC. I. F. 建て(運賃・保険料込み条件)で相手国政府の関係当局に引き渡されたとき相手国の財産となり、供与された特定目的のために使用される。これらの設備・機械等について輸入許可書・為替証明書の取得要件・領事手数料・関税その他の課徴金の免除、さらに、これらの維持・修理費の負担を相手国政府は負っている。次に、専門家・調査団の携行する設備・機材等については、これらに課される内国税その他の課徴金の免除、ならびに、輸入に際しての輸入許可書・為替証明書の取得要件・領事手数料・関税その他の課徴金の免除、および再輸出に際しての輸出許可書の取得要件・関税その他の課徴金の免除が取り決められている。

エ. 協力隊員の便宜および特権免除

青年海外協力隊(Japan Overseas Cooperation Volunteers, JOCV)の派遣は交換公文という形で派遣取極を締結してそれに基づいて行われる(1965年開始、最初の交換公文はラオスとの間で取り交わされた)。こうした派遣取極は、本稿の末尾に掲げる別表3のように、1992年3月31日現在で57ヵ国と結ばれている。日本側書簡の内容は、英文モデルに従って、おおむね次の四つからなっている。すなわち、1. 協力隊の派遣 2. 日本国政府の措置 3. 相手国政府の措置 4. 公務遂行に関連する請求に関する責任、である。そして、協議条項・修正・有効期間のほかJICA事務所がない場合には、相手国による駐在員・調整員の受け入れに関する条項が置かれる。協力隊の派遣とは、「日本国政府は、相手国政府の要請に基づき、日本国の現行法令に従い、相手国の社会的及び経済的開発に寄与するため、両政府の関係当局間で別個に合意される計画に従い協力隊員を相手国に派遣するために必要な措置をとる」ことであり、「日本国政府は、予算措置がとられることを条件として」協力隊員の渡航費および相手国における生活手当を負担し、また、任務遂行に必要な装備、機械、材料及び医薬品を供与するために必要な措置をとることを約束している。

協力隊員はvolunteerであって、expertではないが、協力隊員および専門家の受入国においては、日本における区別にかかわらず、実際には、私の狭い経験からは、コンピュー

タ技師、助産婦、看護婦、語学教師など若い専門家として扱われており、現地語教育を受けたこれらの人々は、場合によっては、意思疎通がうまく行かない高齢の専門家よりはるかに相手国およびその国民の発展に資すること大ではないかと思われる。この点では見直しが必要ではないであろうか。

それはともかく、相手国の義務すなわち協力隊員の特権免除等としては、相手国によって若干の相違はあるものの、おおむね次のものが合意されている。

(1) 任務遂行に必要な装備、機械、材料及び医薬品の輸入に関して関税、内国税その他の課徴金の免除

(2) 身回品および家財 (household effects) 多くの交換公文では家庭用品と訳されているが、前述の専門家との比較のため家財と訳している中国、フィジー等との交換公文からとった) に課される関税、内国税その他の課徴金の免除 (保管、輸送及び類似の役務に係わるものを除く)

(3) 生活手当等海外からの送金に関して所得税その他の課徴金の免除

(4) 無料診療

(5) 任務遂行場所における住居施設の提供
さらに、相手国政府は、「協力隊員の公務に起因し、当該公務の遂行中に発生し、又は当該公務の遂行中における作為又は不作為に関連する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う」。もっとも、その請求が協力隊員の重大なる過失又は故意から生じた場合には、この限りではない。

なお、駐在員または調整員にも同様の便宜・特権免除が認められるほか、自動車一台の無税での輸入または保税倉庫からの購入が認められる。

(3) 国際協力事業団 JICA 在外事務所の地位

国際協力事業団 (JICA) の在外事務所の所在地国は、本稿末尾の別表 4 の一覧に示すように、1993年 3 月現在で 69 カ国 (事務所はブラジルの 4 の JICA 事務所と西マレーシア JOCV 調整員事務所を含む 73 カ所) (ただし、ブータン、ラオス、モルジブ、モンゴル、イエーメン、コートジボアール、ニジェール、ルワンダ、ジンバブエ、コスタリカ、エクアドル、ガテマラ、ジャマイカ、ニカラグア、マーシャル諸島、ミクロネシア、ソロモン諸島、トンガ、ヴァヌアツ、ハンガリア、リベリアの 21 の JOCV 調整員事務所所在地国を含む) である。しかし、JICA 在外事務所の法的地位の根拠とされる文書の多くが口上書であるため、本稿では、JICA 在外事務所の地位を明示する総務庁行政監察局『ODA の現状と課題』(1988) によって分析を進めたい。同書と技術協力協定および JOCV 派遣取極を読み合わせると、JICA 在外事務所の法的地位の現状は次のように分類される。

なお、次の分類は前述のように総務庁『ODA の現状と課題』を基礎にしているが、総務庁が掲げる JICA 在外事務所の地位の根拠としてとりあげる文書を通読して、JICA の駐在員 (Resident Representative) に関す

る条項をもつものに◎印を付し、該当する条項の見あたらないものに?印、あっても単に Representative とのみ表現されるものに○

印、また Representative JOCV (調整員) とされるものに△印、そして、Representative JOCV と解されるものに△!印を付した。

1) 独立した地位が認められている事務所(25)

設置年月日(当時の組織)	事務所名	地位の根拠
1957.04 (海協連)	バラグアイ事務所	79.10.20 技術協力協定◎ 78.02.24 JOCV 派遣取極◎ 口上書
04 (海協連)	ボリビア事務所	56.08.02 移住協定 78.05.26 技術協力協定◎ 77.12.19 JOCV 派遣取極?
1958.09 (アジア協会)	タイ事務所	81.11.21 技術協力協定◎ 81.01.19 JOCV 派遣取極○
1959.04 (海協連)	アルゼンチン事務所	81.08.24 技術協力協定◎ 口上書
1966.10 (OTCA)	マレーシア事務所	口上書 65.12.23 JOCV 派遣取極?
1968.12 (OTCA)	フィリピン事務所	口上書 66.02.15 JOCV 派遣取極?
1969.05 (OTCA)	インドネシア事務所	口上書
1970.03 (OTCA)	シンガポール事務所	口上書
04 (OTCA)	ザンビア事務所	口上書 70.04.10 JOCV 派遣取極△
1971.05 (OTCA)	ケニア事務所	口上書 66.03.31 JOCV 派遣取極?
1973.03 (OTCA)	メキシコ事務所	86.12.02 交換公文 ◎
1974.05 (OTCA)	バングラデシュ事務所	口上書 73.03.24 JOCV 派遣取極△!
1975.04 (JICA)	西サモア事務所	口上書 71.09.03 JOCV 派遣取極△!

1977.06 (JICA)	エジプト事務所	84.02.25	技術協力協定◎
1978.12 (JICA)	ネパール事務所		口上書
		70.02.02	JOCV 派遣取極△
1980.01 (JICA)	コロンビア事務所		口上書
		85.01.04	JOCV 派遣取極○
01 (JICA)	タンザニア事務所		口上書
		66.10.20	JOCV 派遣取極？
1982.03 (JICA)	スリ・ランカ事務所		口上書
		80.05.15	JOCV 派遣取極○
03 (JICA)	中華人民共和国事務所		口上書
		85.10.12	JOCV 派遣取極○
11 (JICA)	オーストラリア事務所		口上書
1983.04 (JICA)	パキスタン事務所		口上書
04 (JICA)	チリ事務所	79.01.22	技術協力協定◎
			口上書
1984.03 (JICA)	フランス事務所		口上書
04 (JICA)	フィジー事務所		口上書
		82.08.05	JOCV 派遣取極○
1986.09 (JICA)	アメリカ合衆国事務所		口上書

2) 独立した地位が認められておらず、口上書によって在外公館職員の地位で通報されている事務所(7)

a. 外交職員の地位で通報されている事務所(1)

1973.04 (JICA) パプア・ニューギニア事務所

b. 非外交職員（事務職員）の地位で通報されている事務所(6)

1956.06 (海協連) リオ・デ・ジャネイロ事務所

1957.04 (海協連) サン・パウロ事務所

1962.07 (海協連) ベレーン事務所

1966.04 (OTCA) インド事務所

1967.07 (JEMIS) カナダ事務所

1981.01 (JICA) ビルマ事務所

(参) 海協連：日本海外協会連合会，OTCA：海外技術協力事業団，JEMIS：海外移住事業団

ところで、これらの JICA 在外事務所および駐在員・職員はどのような便宜・特権免除を与えられているのであろうか。独立した地位が認められておらず、外交職員なり事務職員なりの地位で相手国に通報されている場合には外交関係条約や領事関係条約が適用されるので本稿でとくに分析の対象とする必要はない。

JICA 在外事務所の地位の根拠となる文書が総務庁行政監察局『ODA の現状と課題』

(1988) では、前頁に見るように、技術協力協定や JOCV 派遣取極のほか口上書を含む複数の文書で示されている国がほとんどである。そこで、とりあえず口上書については参照できないので、口上書を除く文書、技術協力協定または/および JOCV 派遣取極あるいは交換公文だけが根拠とされている場合をとりあげる。そうした国としては、ボリビア、タイ、メキシコ、エジプトがある。複数の場合、技術協力協定にはすべて JICA の Resident Representative and his Staff (駐在員及び職員) に関する条項がある (表中◎印)。しかし、総務庁行政監察局『ODA の現状と課題』が根拠文書として掲げる JOCV 派遣取極のなかには、該当する条項が見あたらないもの (表中?印)、あっても単に Representative とのみ表現するもの (表中○印)、また、Representative JOCV (調整員) とされているもの (表中△印) あるいは Representative JOCV と解されるもの (表中△!印) と、区々である。そこで、前述 4 国について分析し、技術協力協定または/および JOCV 派遣取極

と口上書が根拠とされている国々についても触れてみようと思う。

まず第一に指摘できることは、総務庁行政監察局『ODA の現状と課題』の明示する開設日時が正確であるとすれば、4 国について根拠とされる国際約束はいずれも後日のものであって事務所開設の日には存在していない。ボリビアとの移住協定 (昭和31年外務省告示第83号および84号、条約集第34集第42巻) のみが辛うじて事務所開設日以前ではあるが、関連すると思われる規定は同第15条の「ボリヴィア政府は、営農資金及び企業資金の貸付け及び回収を主たる目的とする日本国の団体がボリヴィア国内に支店、出張所又は代理店を設置することを許可する」であり、これが当時の日本海外協会連合会の在ボリビア事務所の地位の根拠であり得たのか、また、根拠であったのかどうかは不明である。ボリビアに関しては、JOCV 派遣取極 (『二国間条約集』昭和52年、139頁) には JICA 在外事務所についての条項はないので、現在の JICA 在外事務所の地位の根拠は、ボリビアとの技術協力協定第10条なのであろうか。

次に、これらの協定は、「JICA 駐在員及び職員を受け入れる」(ボリビア、メキシコ協定、なお、チリ、パラグアイ協定も) か、A 国政府は「日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団の駐在員及び職員が、この規定に基づく技術協力計画の実施に関連して、JICA により与えられる任務を A 国において遂行することに同意する」と規定する (タイ、エジプト協定)。しかし、メキシコ

との協定のように、駐在員等の受け入れのほか、「JICA 事務所及びその出張所の開設を認める」という規定をもっていない。ただし、1985年5月24日のコスタリカとの協定以降は、メキシコ、ベネズエラ、ウルグアイとの協定のように、駐在員等の受け入れと事務所の開設を認める規定が置かれている。

したがって、第三に、コスタリカ、メキシコ、ベネズエラ、ウルグアイとの協定を除くと、いずれも駐在員等およびその家族の便宜・特権免除については定めているが、事務所自体については特段の規定がない。

第四に、特権免除については専門家に関する規定を準用しているし、また、任務遂行に必要な持込みの設備・機械等に関する領事手数料や関税等の免除、海外から送金される経費に対する所得税等の免除も、同様に定められている。

さて、JICA 在外事務所の地位については、1979年10月11日のアルゼンチンとの協定第10条が「アルゼンチン共和国の領域において、国際協力事業団に対してその具体的任務遂行に必要な法的能力を認める」としているほかは、タイとの協定のように、「JICA 駐在員等が…任務を遂行することに同意する」とするにとどまっている。その意味では、日本においては JICA 在外事務所についての法整備は、1985年のコスタリカ協定以降であると言える。コスタリカとの協定に代表させれば、その第10条3項(2)は次のように規定する。

「(2)コスタ・リカ共和国政府は、また、事務所に対して次の措置をとる。

(a) 事務所の活動のために必要な設備、機械及び自動車並びにその他の物品の輸入に対し、又はこれらに関連してコスタ・リカ共和国において課される領事手数料、関税、租税及びその他類似的課徴金並びに輸入許可書及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(b) 事務所の経費であって海外から送金されるものに対して、又はこれに関連して課される所得税その他の課徴金を免除すること。」

そして、これら諸国との協定では、さらに、「(3) 駐在員及びその家族並びに事務所は、コスタ・リカ共和国において同様の任務を遂行している第三国又は国際機関による技術協力の実施機関の駐在員及びその家族並びに事務所に与えられているものより不利でない特権、免除及び便宜を与えられる。」ことが約束されている。

なお、具体的な職員の人数等については両政府の関係当局間で合意するのが通常である。

Ⅲ. 外交・領事条約等との比較

(一) いずれの国家も、自国の国家目標を設定し、設定された国家目標を達成するために他国との間で利害を調整し、処理してゆく。こうした全過程を広い意味で外交といい、国家の外交は、通常、対外関係を処理する国家機関を介した公式の外交チャンネルを通じて行われる。外務大臣を長とする対外関係国家

機関のうち、在外の常駐のものとしては二国間に交換される常置外交使節団と領事機関が重要である。今日では国際機関の代表も重要な役割をもつようになった。常置外交使節については、慣習法上、その地位・階級・派遣および接受の手續・特権免除に関する詳細な規則が確立しており、1961年に「外交関係に関するウィーン条約」として法典化され、また、領事官については、通常、二国間で取り決められてきたが、1963年に一般条約として「領事関係に関するウィーン条約」が採択された。日本は、外交関係条約の当事国であり、同条約当事国の外交使節団およびその構成員に対しては、同条約に規定する特権免除を認めており、また、同条約の非当事国の外交使節団およびその構成員に対しても相互主義に基づき、これと同様の取扱を認めている。また、日本は、領事関係条約の当事国であり、同条約当事国の領事機関およびその構成員については、同条約に規定する特権免除を認めているが、同条約の非当事国の領事機関（名誉領事館を除く。以下同じ）およびその構成員については、国際慣行に基づき、相互条件により、前者に対するものと同様の取扱をしている。

いわゆる外交特権・領事特権は、外交使節団・領事機関それ自体に関して認められる特権免除（公館の不可侵、公文書・書類の不可侵、移動の自由、通信の自由、国旗等の使用の権利、施設取得等の便宜、公館の課税免除など）と、外交官・領事官に与えられる特権（身体の不可侵、裁判権免除、課税等の免除

など）とがある。外交特権と領事特権を比較すると外交特権の方が広範にわたるが、その違いは、外交使節が国家代表性をもっているのに対して、領事機関の場合もっぱら任務の能率的遂行を確保するという目的に限られているところからきている。特権免除のうち、領事機関およびその構成員に対して与えられる税制上の免除は、外交使節団およびその構成員に対するものとはほぼ同様である。

さて、JICA 在外事務所との比較において、第一に、すでにみたように、JICA 在外事務所には、公館の不可侵や公文書・書類の不可侵に類する事務所や文書等の不可侵についての取り決めはない。JICA 在外事務所は、日本の技術協力の実施機関である国際協力事業団の任務を遂行するのであるが、任務遂行という観点から、大使館や領事館のもつような不可侵権は必要ないのであろうか。事務所にしても文書についても、少なくとも国際機関のもつ特権免除（たとえば国際連合の特権及び免除に関する条約第2条第3項、第4項参照）はあって然かるべきではないであろうか。

ところで、身体の不可侵はどうであろうか。国連特権免除条約によれば、職員のほか、国際連合のための任務を行う専門家は「身柄の逮捕又は抑留及び手荷物の押収の免除」および「任務の遂行中に行った口頭又は書面による陳述及び行動に関して、あらゆる種類の訴訟手続の免除」をもっている（第6条第22項(a)(b)）。JICA 在外事務所長および職員は少なくとも取極上はこうした特権免除をもってい

るとは思えない。実際にこれらを持つ必要はないのであろうか。

(二) 次に、比較を租税関係に絞ると、使節団の公館および外交官等ならびに領事機関の公館および領事官等の課税免除を定める外交関係条約第23条・34条および領事関係条約第32条・49条は「国、地方または市町村の賦課金および租税」(national, regional or municipal dues and taxes)の免除を定め(日本の税制では国税と地方税に大別される)、さらに、両条約は関税の免除を定めている。したがって、在日外交使節団、領事機関およびその構成員に対する各税の課税上の取扱は、おおそ次の通りであり、国際機関および国際公務員の場合もこれに準じている。

国税については、まず、関税、輸入品に対する内国消費税、所得税、登録免許税、自動車重量税は、外交関係条約第23条、第34条および日本の関係現行国内法令に基づき、外交使節団およびその構成員に対して免除される。ただし、関税については、日本の在外公館に属する公用品およびその構成員の自用品に関して関税の免除に制限を付す国については相互条件による。次に、消費税、揮発油税および地方道路税は相互主義に基づき免除される。なお、酒税および石油ガス税については、国内法に免除規定がなく、外交関係条約第34条(a)項に規定する間接税として課税される。また、有価証券取引税、相続・贈与税は同第34条(b)(c)(d)項および関係国内法令に基づき、外交官等が個人的に動産または不動産を

取得する場合に課税される。

地方税については、まず、道府県民税、市町村民税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税は外交関係条約第23条、第34条および現行国内法令に基づき免除される。次に、固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税、事業税は、外交使節団および領事機関等の公館用に供する不動産および外交官の居住の用に供する不動産で派遣国の所有に係わるものについては、同第23条、第34条あるいは現行国内法令に基づき免除される。さらに、特別地方消費税、狩猟免許税、入猟税は相互主義に基づき免除される。その他、目的税として、前述の自動車取得税、入猟税以外に、軽油引取税、水利地益税、入湯税、都市計画税等があり、これらの諸税も大使館およびその構成員の通常の活動とは関係のないものであるが、目的税一般の取扱として、国際礼譲としてであろうか、相互主義に基づき免除される。なお、たばこ税、ゴルフ場施設利用税は国内法令に免除規定がなく、同第34条(a)項に規定する間接税として課税される。

以上のことから考えると、JICA 在外事務所のもつ免税特権は、コスタリカとの協定以降は、任務の遂行に必要な最低限度のものは満たしていることになるであろうか。しかし、それ以前の協定では、たとえばエジプトのように JICA 在外事務所に特権免除を与えておらず、自動車のような任務遂行に不可欠と思われるものも職員のもつ免除特権を利用して購入している現状があるので、早急に改善措置を交渉する必要があるであろう。所長およ

び職員ならびに専門家は、その意味では、任務遂行に支障のないように免除を与えられていると言ってもよいのであろうか。

おわりに—日本の国際政策構想能力—

本稿において日本の技術協力協定を取り上げこれを分析していくつかの問題点をすでに指摘した。しかし、終わりに、二つの点を指摘しておきたい。まず、技術協力協定の締結国と現実の援助先に際立った不均衡が見られることである。それにもかかわらず、数々の協力が専門家や駐在員等の特権免除・便宜の相手国による供与を含めてほぼ支障なく実施されていることを考えれば、本稿で分析した条約内容はすでに条約規定を離れて国際的に固まっていると結論付けていいと思われる。つまり、国際法の立場からすると、これらの内容は慣習法として確立していると言えるのであろう。次に、本稿では、援助体制のきわめて技術的な側面のみを取り上げたが、世界的にみて国際協力や援助の問題が早急に消えてしまうとは思えない以上、国際機関と同様に、二国間の制度的な整備も重要であるように思える。日本に関して言えば、日本の ODA の実施機関である国際協力事業団の在外事務所については、いずれ国際協力事業団への無償資金協力関係の大幅な権限委譲がはかられるであろうことも考えれば、一層の整備が必要である。少なくとも、領事機関と同じ程度に、JICA 在外事務所自体の特権免除と駐在員等の特権免除とを区分し、その機能をより十全に果たせるようにすべきであり、さらに、在

外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律とか領事官^{マモ}の管轄区域を定める外務省訓令に倣って、JICA 在外事務所の位置及び管轄区域を、JICA 在外事務所の根拠となっている国際取極である口上書とともに、国民の目に明らかにすべきである。

最後に、本稿に必ずしも直接関連するというものではないが、問題の全体性の議論を目指して、より重要なものとして、日本の国際政策構想能力について触れておきたい。

周知のように、19世紀末から20世紀初頭にかけて日本の近代化と帝国主義の基盤になったのは、軍国主義と国家主義であった。この二つが日本を列強として世界舞台に駆り立て、ひいては真珠湾へと導いた原動力であった。そして、敗戦後、一転して強固な平和主義へと転換した。平和主義が戦後の多くの日本の政策を決定する情緒的な力となった。また経済主義が天皇や国家にかわって国家主義的な精神の焦点となった。80年代に入って、戦後35年間を導いてきた国家目標が日本の経済的地位の高まりにつれ摩擦を生じるようになり国家目標を新しくする必要から「国際化」政策が生まれた。世界の中での日本の主要な使命は、国際的に貢献することであるべきであるという確信。経済的に世界第2位という新しい地位に立った日本は、経済的、政治的、安全保障面で国際社会にいっそう大きな貢献をすることが可能となったし、またそうするように要請されているという観念がそうである。日本は自己の経済的利益をがむしゃらに

追求すること以上に、国際問題に対して何かすべきであるという感情が広範にもたれるようになった。もっとも、その『何か』とは何であるのか早急に意見を一致させる必要がある。このことはすでに80年代はじめに指摘されていたことである (Cf., Gerald L. Curtis, "Japanese Security Policies and the United States." *Foreign Affairs*, Spring 1981, p. 853.)。他方、日本において、大平総理の政策研究会総合安全保障研究グループ『総合安全保障戦略』(大蔵省印刷局発行, 1980) は、「南北間の秩序形成の上に大きな役割を果たすことは、日本の世界史的使命であると言ってよい」(41頁)と述べて、南北関係を改善させる責任を先進国が負うものとし、日本には特別な役割を規定していた。報告書は言う。そこにかかっている利害は大きい。もし北側が南の必要に応えられないならば、通商関係は損なわれ、「排外主義的暴動」が起こるかもしれない、ホメイニのイランにおける混乱をその例証とみなしている。この研究グループはさらに、南を助けることができなかった場合には、「その結果生じる国際政治・経済システムの混乱は、開発途上国を含むすべての国の存立にとって、大きな脅威となることが憂慮される」(39頁)としている。こうした援助の中長期的な政治的戦略的得失についてはクノールがつとに指摘していることである (Cf., Klaus Knorr, *The Power of Nations: The Political Economy of International Relations*, New York, Basic Books, 1975, pp. 169-170.) (デニス・T・

ヤストモ『戦略援助と日本外交』(渡辺昭夫監訳, 同文館, 1989, 65-66頁, クノール『国際関係におけるパワーと経済』浦野・中村訳, 時潮社, 1979, 223-225頁参照)。

日本の援助政策は、デニス・ヤストモの評価によれば(ヤストモ1989, 53-54頁), 世界第2位の経済をもつ日本に『援助大国』というユニークな姿を与えている。つまり、軍事力を慎み、もてる経済的、財政的な力を活用する平和外交を通じて世界の平和と安定に貢献することを心がける国の姿である。援助政策は、世界問題に対して『もっと努力を』という国外からの圧力と、非軍事国家としてもっと努力したいという希望をもつ国内の声とに應える国家の対応のあらわれである。援助政策は、対米協力のためのあまり望まれてもいない軍備拡張路線でもなく、軍事的な弱さを継続させる路線でもない、両者の中間を行く道を提供している。つまり、援助政策は、東西問題に関係する国を対象としつつも南北関係のプリズムを通してとらえられていたといえよう。日本では、戦略援助のもつ安全保障的な意味合いが国民や国家指導者たちのあいだに不安をもたらししており、指導層は援助に対する国内的な合意を維持するため、より一般受けのする人道主義や経済的相互依存といった理念によって戦略的な色彩を薄めようとしてきたのである。

現在、しかしながら、日本は意識的に国際関係の中で政治的役割を模索している。経済援助は政治目的と経済手段からできており、この目標を得るための格好の組合せである。

なるほど、戦後数10年間、日本は意識的に、国際関係に政治的に巻き込まれることを避け、他の国々との経済関係を促進することに専心してきた。これは、日本人が政治と経済の一体性をよく認識していたということであり、これが結局日本人がそもそも二つを分離した本当の理由である（ヤストモ1989, 222頁）。しかし、前掲総合安全保障研究グループが指摘しているように、「日本には、政治的な野心とは無縁の、安心して頼りのできる経済大国として、協力への期待が寄せられている」（前掲報告書41頁）。日本がその非政治性のゆえに受入国の魅力となっている援助政策を政治化したとすれば、その結果はどうなるのであろうか。20世紀は政治性の極めて高いイデオロギーの世紀であったが、冷戦の終結とともにこれも終わった。これからの21世紀は脱イデオロギーの時代である。日本の援助政策は、これまでがそうであったように、非政治的・脱イデオロギーであるべきではないであろうか。

ところで、先進国と途上国という形で開いた格差を短い期間に埋めるとするのは歴史的に不可能である。この格差は非常に長い歴史的な過程のなかで作り出されたものであるから、その真の解決には非常に長い期間がかかる。あらゆる社会には社会的環境（人と人のつながり、社会制度、法律）と物理的環境（土地、山、川、海）が重なり合いながら生活が成立している。ところで、途上国の社会的環境が長い植民地化の過程で相当に破壊されてしまったのに対し、日本の援助は物理的環境

に対する援助に重点を置いてきている。他方、民間団体（NGO）は、社会的環境つまり人を元気付けるとか、人と人を結び付けてくるとか、を基本にやってきていると言えよう。植民地化＝自発的發展の切斷、とすれば、国際協力はこれを元に戻って自発的發展の後押しをすることではないであろうか。したがって、ASEAN 諸国のように元気のいい国・人はこれを力強く支援し、元気がない人・国ならこれを引っ張って行くことが必要であろう。

そもそも、伝統型対外援助から開発協力と生活保護への転換はなぜ起きたのであろうか？ その思想は何であるのか？ 東西冷戦の終結した今こそこの問題に真剣に取り組むべきであるし、学問的に取り組むことができる。なぜなら、東西問題という足かせがとれたことによって、戦略援助の中から少なくとも反共戦略援助が姿を消したので、純粹型を考え得るからである。反共戦略援助を別としても、いずれの国も、援助を自国の外交政策の副次的あるいは従属の要素とみなし、それが国益のためにできることには限界があると考えているのに対し、日本は、外交政策手段として援助をきわめて重視する唯一の国である（デニス・T・ヤストモ、in「五十嵐武士編『日本のODAと国際秩序』日本国際問題研究所、1990」83頁）から、なおのことこれを重視しなければならない。

今日の政治経済制度は、世界が一体化していなかった時代の産物である。新しい課題への適応と取組みのための努力は確かに十分な

成果を上げていない。多くの人が模索しているがその苦悩は深刻である。日本同様に戦後著しく発展したドイツの場合、カニングムによると、西ドイツの援助計画は米国の圧力の結果生まれたものである。同国の経済協力省が設立されたのは、1961年であったが、それは明らかに「援助と防衛の責任分担を目的に、西ドイツが援助ビジネスに乗り出すようしきりに迫った米国に対するジェスチャーであった」(George Cunningham, *The Management of Aid Agencies*, London, Croom Helm, 1974. ヤストモ1989, 51-52頁)。しかし、ドイツは自力発展に向けて法的・政治的・経済的条件を改善しようと努力している国に開発政策の労を集中しようとしているという。そのため、政治的対話の枠内で、市民的基本権を保護する民主的な法治国家の建設へ

の努力を促し、また、市場経済の秩序確立への努力を励ましている。東欧諸国の経験は、民主主義・市場経済の秩序がなければ、結局人間にふさわしい発展は望めないという認識を裏づけたと考えているのである(松井やより・R. ルブレヒト編『NGO, ODA 援助はだれのためか』明石書店, 1992, 46頁)。これは、一見したところ、ODA 大綱に似ているように思える。しかし、日本について言えば、たとえば単に人権侵害国に対する援助停止というだけでなく、人権伸張・保障のための援助施策を生み出すなど、より具体的に構想できなければならないであろう。まさに、国際政策構想能力が問われている。そのためにも、運動論や哲学論だけではなく、実証的な研究の蓄積や研究者層の厚みが要求されるのである。

別 表

1. 現行技術協力協定一覧

対タイ：	S. 56. 11. 21/ 外務省告示 第409号 (『条約集 昭和五十六年 (二国間条約)』1333頁)
対アルゼンチン：	S. 56. 8. 24./ 外務省告示 第316号 (『条約集 昭和五十六年 (二国間条約)』9頁)
対チリ：	S. 54. 1. 22./ 外務省告示 第14号 (『条約集 昭和五十三年 (二国間条約)』305頁)
対パラグアイ：	S. 54. 10. 20./ 外務省告示 第260号 (『条約集 昭和五十四年 (二国間条約)』753頁)
対ボリビア：	S. 53. 5. 26./ 外務省告示 第157号 (『条約集 昭和五十三年 (二国間条約)』117頁)

- (移住協定： S. 31. 8. 2./ 外務省告示 第83号)
(『条約集 第三四集第四二巻』)
- 対メキシコ： S. 63. 2. 20./ 外務省告示 第70号
(『条約集 昭和六十二年 (二国間条約)』 1171頁)
- 対エジプト： S. 59. 2. 25./ 外務省告示 第136号
(『条約集 昭和五十九年 (二国間条約)』 413頁)
- 対ブラジル： S. 46. 8. 4/ 外務省告示 第145号
(『条約集 昭和四十六年 (二国間条約)』 23頁)
- 対グアテマラ： S. 53. 6. 29/ 外務省告示 第189号
(『条約集 昭和五十三年 (二国間条約)』 457頁)
- 対コロンビア： S. 54. 1. 20/ 外務省告示 第10号
(『条約集 昭和五十三年 (二国間条約)』 331頁)
- 対ペルー： S. 55. 4. 18/ 外務省告示 第150号
(『条約集 昭和五十五年 (二国間条約)』 973頁)
- 対ヨルダン： S. 60. 11. 7/ 外務省告示 第359号
(『条約集 昭和六十年 (二国間条約)』 875頁)
- 対コスタリカ： S. 62. 2. 9/ 外務省告示 第67号
(『条約集 昭和六十一年 (二国間条約)』 557頁)
- 対シリア： S. 62. 4. 17/ 外務省告示 第194号
(『条約集 昭和六十二年 (二国間条約)』 1675頁)
- 対ヴェネズエラ： H. 1. 1. 31/ 外務省告示 第46号
(『条約集 昭和六十三年 (二国間条約)』 2985頁)
- 対ウルグアイ： H. 3. 5. 20/ 外務省告示 第297号
(『法令全書』 平成三年五月号 251頁)

※『現行法令輯覧』(内閣官房編, 平成3年12月31日現在), 『現行日本法規』(法務大臣官房司法法制調査部編, 平成4年7月2日現在), 『現行法規総覧』(衆議院法制局・参議院法制局編, 平成4年12月24日現在)を参照した。なお, 対ブラジル協定は, 『現行法規総覧』に掲載されていない。

2. 総務庁行政監察局『ODAの現状と課題』（1988）において国際協力

事業団在外事務所の地位の根拠とされている JOCV 派遣取極一覧

1965.12.23	対マレーシア	(『条約集 昭和40年（二国間条約集）追補』23頁)
1966.02.15	対フィリピン	(『条約集 昭和41年（二国間条約集）』215頁)
1966.03.31	対ケニア	(『条約集 昭和41年（二国間条約集）』175頁)
1966.10.20	対タンザニア	(『条約集 昭和41年（二国間条約集）』315頁)
1970.02.02	対ネパール	(『条約集 昭和45年（二国間条約集）』553頁)
1970.04.10	対ザンビア	(『条約集 昭和45年（二国間条約集）』977頁)
1971.09.03	対西サモア	(『条約集 昭和46年（二国間条約集）』627頁)
1973.03.24	対バングラデシュ	(『条約集 昭和48年（二国間条約集）』23頁)
1977.12.19	対ボリヴィア	(『条約集 昭和52年（二国間条約集）』139頁)
1978.02.24	対パラグアイ	(『条約集 昭和53年（二国間条約集）』919頁)
1980.05.15	対スリランカ	(『条約集 昭和55年（二国間条約集）』1267頁)
1981.01.19	対タイ	(『条約集 昭和56年（二国間条約集）』1285頁)
1982.08.05	対フィジー	(『条約集 昭和57年（二国間条約集）』463頁)
1985.01.04	対コロンビア	(『条約集 昭和60年（二国間条約集）』427頁)
1985.10.12	対中国	(『条約集 昭和60年（二国間条約集）』393頁)

3. 青年海外協力隊派遣取極一覧 (1992年3月31日現在, 『国際協力事業団年報1992』)

1. 1965.11.23	対ラオス	30. 1980.05.15	対スリランカ
2. 1965.12.20	対カンボディア	31. 1981.01.19	対タイ
3. 1965.12.23	対マレーシア	32. 1981.12.06	対モルディヴ
4. 1966.02.15	対フィリピン	33. 1982.08.05	対フィジー
5. 1966.03.31	対ケニア	34. 1983.05.17	対ニジェール
6. 1966.08.12	対インド	35. 1985.01.04	対コロンビア
7. 1966.10.20	対タンザニア	36. 1985.01.24	対ジョルダン
8. 1967.09.11	対モロッコ	37. 1985.03.12	対ドミニカ共和国
9. 1968.07.26	対エル・サルヴァドル	38. 1985.06.01	対ルワンダ
10. 1969.10.30	対シリア	39. 1985.10.12	対中国
		40. 1986.07.31	対パナマ
11. 1970.02.02	対ネパール	41. 1987.04.23	対ブータン
12. 1970.04.10	対ザンビア	42. 1987.07.27	対ヴェヌエツ
13. 1970.12.21	対ウガンダ	43. 1987.08.07	対インドネシア
14. 1971.07.02	対マラウイ	44. 1987.09.29	対グアテマラ
15. 1971.09.03	対西サモア	45. 1987.12.02	対ジャマイカ
16. 1971.11.09	対エチオピア	46. 1988.07.11	対ジンバブエ
17. 1972.04.18	対トンガ	47. 1988.08.08	対ミクロネシア
18. 1973.03.24	対バングラデシュ	48. 1988.11.01	対スーダン
19. 1973.06.26	対コスタリカ	49. 1989.09.09	対イエメン
20. 1974.07.22	対チュニジア	50. 1989.12.15	対マーシャル諸島
21. 1975.11.12	対ホンデュラス	51. 1989.12.22	対象牙海岸
22. 1977.02.17	対ガーナ		
23. 1977.12.19	対ボリヴィア	52. 1990.05.09	対エクアドル
24. 1978.02.24	対パラグアイ	53. 1991.03.26	対モンゴル
25. 1978.07.07	対ソロモン諸島	54. 1991.07.16	対ニカラグア
26. 1978.08.21	対リベリア	55. 1991.09.08	対ハンガリー
27. 1979.04.18	対セネガル	56. 1992.03.03	対ボツワナ
28. 1979.08.20	対ペルー	57. 1992.03.23	対ブルンディ
29. 1979.08.24	対パプア・ニューギニア		

4. JICA 在外事務所一覧 (1993年 3 月現在)

アジア

バングラデッシュ

ブルネイ

ブータン (JOCV)

中国

インド

インドネシア

ラオス (JOCV)

マレーシア

西マレーシア (JOCV)

モルジブ (JOCV)

モンゴル (JOCV)

ミャンマー

ネパール

パキスタン

フィリピン

シンガポール

スリランカ

タイ

中東

ヨルダン

サウジアラビア

シリア

イエーメン (JOCV)

アフリカ

コートジボアール (JOCV)

エジプト

エチオピア

ガーナ

ケニア

マラウイ

モロッコ

ニジェール (JOCV)

ナイジェリア

ルワンダ (JOCV)

セネガル

タンザニア

チュニジア

ザンビア

ジンバブエ (JOCV)

中南米

アルゼンチン

ボリビア

ブラジル

リオデジャネイロ (ブラジル)

サンパウロ (ブラジル)

ベレン (ブラジル)

チリー

コロンビア

コスタリカ (JOCV)

ドミニカ共和国

エクアドル (JOCV)

ガテマラ (JOCV)

ホンジュラス

ジャマイカ (JOCV)

メキシコ

ニカラグア (JOCV)

パナマ

パラグアイ

ペルー

オセアニア

オーストラリア

フィジー

マーシャル諸島 (JOCV)

ミクロネシア (JOCV)

パプアニューギニア

ソロモン諸島 (JOCV)

トンガ (JOCV)

ヴァヌアツ (JOCV)

西サモア

その他

オーストリア

カナダ

フランス

ハンガリー (JOCV)

イギリス

アメリカ

一時的閉鎖

スーダン

リベリア (JOCV)

〈あとがき〉 本稿を草するにあたり条約の検索等のため本学大学院法学研究科博士課程在籍の黒神直純君の多大の協力を得た。記して感謝したい。なお、この研究は、財団法人サントリー文化財団の1993年度研究助成による研究の一部である。

(1993年9月)

Review of Japanese Agreements on Technical Cooperation

SERITA Kentaro*

Abstract

Introduction

I. Requirements of the Entry into Force of the Agreements

II. Contents of the Agreements

(1) Measures taken by the Japanese Government

(2) Duties of the Recipient Countries

a. Facilities accorded to the Japanese Experts

b. Privileges and Immunities of the Experts

c. Exemption from Custom du- ties etc. of the Equipment, Machinery and Materials pro- vided by the Government of Japan

d. Facilities, Privileges and Im- munities of the J. O. C. V.

(3) Legal Status of the Oversea Office of the JICA

III. Considerations compared with the Vienna Conventions on Diplomatic and Consular Relations

Conclusion

* Professor of International Law,
Graduate School of International
Cooperation Studies and School of Law,
Kobe University